

第七回 参議院運輸委員会會議録第十六号

昭和二十五年五月一日(月曜日)午前十一時二十九分開会

委員の異動

四月二十六日 委員藤枝昭信君辞任につき、その補欠として中村正雄君を議長において指名した。
四月二十八日 委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として佐々木鹿蔵君を議長において指名した。
四月二十九日 委員中山壽彦君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)
○港灣法案(内閣提出、衆議院送付)
○觀光事業に關する調査及び税制改革の交通事業並びに關連産業に及ぼす影響に關する調査の件

○委員長(佐々木鹿蔵君) 只今より開会いたします。

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府の提案理由の御説明を願います。

○國務大臣(大屋三三君) 運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する理由について御説明申し上げます。

第十二部 運輸委員会會議録第十六号 昭和二十五年五月一日【参議院】

運輸審議会及び日本国有鉄道の監理

委員会の委員の任命については、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の規定により、それ／＼両議院の同意を得ることになつてゐるのでありますが、国会閉会中又は欠員を生じて、その後任者を任命する必要がある場合において、任命権者が便宜任命を行い、その後最初に召集される国会において承認を求め、承認が得られなかつたときは、任命権者は、当該委員を選滞なく罷免することを規定するため、兩法律に所要の改正をするものであります。

尙運輸審議会及び監理委員会の委員は、いわゆる任期を異にする段階任用制により任命されてゐるため、運輸審議会は二名の委員が又監理委員会は一名の委員が、それ／＼来る六月に任期を満了するので、その後任者を任命する必要があるものであります。

以上この法律案の提案理由について申述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御質疑のあります方は御質疑をお願いいたします。

○丹羽五郎君 只今の説明の法案は、極く簡単なものであつて、且つ又当然任期がこの法律によつて、国会が開会されておらなかつたときに任命した委員は、その次の国会が召集された折に国会の承認を求めるといふ當然な単行法ですから、質疑を省略して討論に入

つて行つたらどうかと思ひます。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 只今の丹羽君の御意見に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御異議ないようでございますから、直ちに討論に入りたいと思ひます。

○丹羽五郎君 先程申し上げたごとく、本法案は極めて簡単な単行法でありまして、当然やらなければならんことではありませんから、私はその意味において本案に賛成いたします。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 他に御意見ございませんか……それは丹羽君の御意見に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御異議ないと思へます。

それでは採決に入ります。本案に御賛成の方の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(佐々木鹿蔵君) 満場一致賛成でございます。よつて本案は可決、決定いたしました。

尙、委員長報告の内容、諸般の手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御異議ないと思へます。

多数意見者の御署名を順次お願いいたします。

多数意見者署名

小泉 秀吉 飯田精太郎

丹羽 五郎 入交 太蔵
内村 清次 高田 寛
前之田 喜一郎 早川 慎一
村上 義一 安達 良助
中村 正雄

○委員長(佐々木鹿蔵君) 次に、本委員会に付託されました地方自治第五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に關し承認を求めの件を議題といたします。先ず政府の説明を願います。

○國務大臣(大屋三三君) 只今提案されました海上保安監部及び海上保安部の設置に關し承認を求めの件につきまして、提案の理由を御説明いたしましたと存じます。

海上保安庁法の一部を改正する法律案の施行に伴ひまして、海上保安庁法第十三條の規定に基いて、管区海上保安本部の事務の一部を分掌させるため、海上保安監部その他の事務を設置する必要があるものであります。

海上保安庁は急速に発足した關係もありまして、地方機関の設置におきまして、又業務の運営上におきましても種々不便があらはれたので、この機会に、海上保安署とか船舶検査分室とかの事務所を發展的に解消させ、その実質的な内容を盛つた実施機関として比較的広い管轄区域をもつ業務量の多い海上保安監部を大阪に置く外、所要と認められる地三十九ヶ所に海上保安部を設置して、業務の運営に遺憾なきを期する必要があるものであります。

以上簡単であります。この承認を求める件の提案理由の御説明を終ります。何とぞ慎重御審議あらんことを希望いたします。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御質疑のあります方は順次御質疑をお願いいたします。

○丹羽五郎君 これはただ名称を変更しただけであつて、大阪に海上保安監部を置くということが新らしく提案されたものであります。これによつての予算的処置は何か変更があるのですか。その点を伺ひます。

○政府委員(大久保武雄君) お答えいたします。今回の海上保安庁法の改正並びに保安監部の設置の御承認を頂きます兩案共、海上保安庁の予算並びに定員とは關係はございません。国会の御承認を得ております予算或いは御承認頂きます定員法の範圍内において実施するものであります。

○丹羽五郎君 予算処置にも変更がないし、人員においても変更がない。ただ一つの名称を変更しただけである。大阪に本部を置いて、何ら予算的処置においても、人員においても変更がないというのでありますから、私はこれも質疑を省略して討論に入つて頂きたいと思ひます。

○委員長(佐々木鹿蔵君) 外に別に御発言がなければ、討論に入ることになり、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐々木鹿蔵君) 御異議ないと思へます。御意見のありの方は、賛

否を明らかにしてお述べを願います。

○村上義一君 海上保安の業務につきましては、種々の原因が競合しておることは認めるのでありますが、とにかく現状は完備を期せられておるとは到底考えられないのでありまして、従いまして、今回の処置を講じて海上保安業務の完備に資するということは極めて必要であると考えますので、私は本案に賛成いたします。

○委員長(佐々木龍蔵君) 別に御意見がなければ、採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(佐々木龍蔵君) 異議なしと認めます。

○委員長(佐々木龍蔵君) 異議なしと認めます。

○委員長(佐々木龍蔵君) 満場一致決定をいたしました。

○委員長(佐々木龍蔵君) 異議なしと認めます。

○委員長(佐々木龍蔵君) 異議なしと認めます。

○委員長(佐々木龍蔵君) 異議なしと認めます。

多数意見者署名

小泉 秀吉 飯田精太郎
丹羽 五郎 内村 清次
入交 太蔵 前之園 喜一郎
高田 寛 村上 義一
早川 慎一 中村 正雄
安達 良助

○委員長(佐々木龍蔵君) この際、先

に調査承認を取りました観光事業に関する調査及び税制改革の交通事業並びに関連産業に及ぼす影響に関する調査について、調査報告を提出したいと存じます。調査報告につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

○委員長(佐々木龍蔵君) 御異議なしと認めます。

○委員長(佐々木龍蔵君) 次に、港灣法案を議題に供します。前回の委員会におきまして提案理由の御説明は了したのでございしますが、この際大臣も見えておりますので、重ねて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(後藤憲一君) 港灣法案の大臣の説明は一応了したことにございまして、やや詳しく内容につきまして御説明申し上げたいと存じます。

○丹羽五郎君 ちよつと速記を止めて……

○委員長(佐々木龍蔵君) 速記を止めて……

○委員長(佐々木龍蔵君) 速記を止めて……

○政府委員(後藤憲一君) 只今申し上げますのは訂正いたします。

大匠の説明は済んでおりますから、内容をもう少し詳しく御説明申し上げますと存じます。

港灣の關係法令というものは從來甚だ不備でございまして、最も重要な港灣そのものの性質に関する法律、即ち港灣の修築、管理、経営に関する法律というものは、明治初年太政官布告そ

の他二、三の断片的法令が存するのみで、道路法、河川法のごとき統一的な基本法がございせんので、從來こうした法律の不備を行政上の規則又は慣例によつて補いつつ処置して参つたのであります。ところが新憲法の施行によりまして、例えは府県令によつて制定された土木工事取締規則というものが失効いたしました現在、公共物である港灣なり、公有水面が公益上全く無統制に放任せられておりました。又地方財政法によりまして、重要な港灣工事の費用に関する国と地方公共団体の負担の割合を法律又は政令で定めることが要求されておるのであります。それがそれに関する立法措置をどうしてもいたさなければならぬという問題が生じて参つておるのであります。

特に最も重要な問題は、個々の港灣において何人がその港灣の開発発展の中心となるか、即ちいわゆる港灣管理者は誰であるか、又この港灣の管理者はどういうことをするのかという点なのであります。ところが、この重大問題は、どうしても国会の協賛を得ました法律によつてその方針を定める必要があるものであります。そこで明治以来多年懸案でありました港灣法を制定いたしました。港灣の開発、使用及び管理の大方針を確定いたしたく、二、三年余りも政府におきましては研究に努めて参りました。

この間たゞく連合軍が接収いたしました重要な港灣施設を日本側へ返還するといふ問題をその前提としたしまして、昨年十二月十六日に指示が参りまして、立法上の措置によつて港灣管理者という組織を確立せよ、その港灣管理者の内容をいたしましては、地方自治体を最大限に尊重し、国家的な利益を確保するために必要な最小限度の国の監督を規定するという管理者ができれば返還する、こういう指令が発せられておるのであります。そこで、私共立案に当りましては、この点を十分に考慮いたして参つたわけであります。つきましては、以下法案の内容、大体章を単位といたしまして、問題になりました点を併せて御説明申し上げます。

第一章は総則でありまして、その第一條はこの法律の目的を書いてあるのであります。この法律は港灣管理者の設立による港灣の開発、利用及び管理の方法を決める、これにつきまして、この法案の各所に運営という言葉、管理運営という言葉が出ておりますが、地方からいへば、この運営という言葉を入れたらどうかという要望が参つたのであります。運営という言葉の意味を考えた見ますと、非常に内容が判然としないので省いておりました。運営管理という言葉の意味のうちには運営という言葉を含んでおるものと解釈いたしましたわけでありまして、この三條に、「この法律は、もつぱら漁業の用に供する港灣として他の法律によつて指定された港灣には適用しない。」

この他の法律と申しますのは、先般議會を通過いたしました漁港法のことです。漁港法にございましては、この法律を適用しないというものを規定いたしておるのであります。この漁港法につきましては、運輸省、農林省、大臣の協議によりまして漁港を指定いたします。そうしてその指定いたしました以外の港灣はこの法律を適用いたすこととなります。

第二章に港務局とすることを規定してあります。この港務局と第三章の第三十三條にありまして港灣管理者としての地方公共団体の決定という、これを併せてお話し上げたいと思ひます。港の管理者に大体において三つの形態があるのであります。一は、この第二章に詳しく規定いたしております。この二章の委員会制度を持ちまして、そうして独立の公法人であります。この港務局でございます。第二は、地方公共団体を直ちに港灣管理者といたす場合でございます。それから地方自治法によりまして、このいづれの組合によつて設立したところの法人を管理者とするという、こういう三つの形態があるのであります。この法律によりましては、この点特に申し上げて置きたいのは、このいづれの形態をとるかというところは、国といたしましては何ら関与いたさない、こういうことでございまして、併しまあ通念的に点を考えますれば、港務局は大きな港灣又は關係の地方公共団体が数多くて複雑なる場合に取るべき形態だといふように私共は解釈いたしております。が、地方公共団体が直ちに管理者になります場合は、数多く又中小以下の諸港灣において適當ではなからうかとい

中村 正雄君
入交 太蔵君
横尾 龍君
安達 良助君

前之園喜一郎君

高田 寛君

村上 義一君

早川 慎一君

国務大臣

運輸大臣 大屋 晋三君

政府委員

運輸事務官 荒木茂久二君

(大臣官房長)

運輸事務官 岡田 修一君

(海運局長)

運輸技官 後藤 憲一君

(港務局長)

海上保安庁長官 大久保武雄君

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律

第一條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項を同條第五項とし、同條第二項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について兩議院の同意を得ることができないと

きは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、兩議院の承認を求めなければならない。兩議院の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、第十一條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

第二條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、委員の任命について兩議院の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、兩議院の同意を得ないで、委員の任命を行うことができる。

3 内閣は、前項の規定により委員を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、兩議院の承認を求めなければならない。兩議院の承認が得られなかつたときは、内閣は、第十四條の規定にかかわらず、当該委員を遅滞なく罷免しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十八日)

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めめるの件(予備審査のための付託は四月二十七日)